

経済成長に寄与する金融所得課税のあり方

谷川 喜美江

I. はじめに

我が国ではデフレからの脱却と経済成長が喫緊の課題となっている。事実、2013年6月14日（平成25年6月14日）に政府が公表した「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」ではデフレ脱却と強い日本復活のために、まず第1の政策として金融政策の実施、第2の政策として財政政策の実施、最後の第3の政策として成長戦略の実施と3つの政策を掲げていたのである⁽¹⁾。

そして、2014年6月24日（平成26年6月24日）政府は「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」の改訂版として『「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦』を公表した。『「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦』では、2013年6月の「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」で掲げた戦略を実施した結果、力強さを取り戻し経済成長と財政再建の両立に向けた第一歩に成功したが、確実な経済成長軌道に乗るためにさらなる戦略が必要であるとしている⁽²⁾。特に税制面からは、企業成長を促すための法人税率の引下げ、女性の社会進出を促すための女性の働き方に中立な税制の確立、家計資産を成長マネーに向かわせること等が掲げられている⁽³⁾。

そこで、本稿では金融所得課税の沿革、少額投資非課税制度（NISA）、英国のISA（Individual Savings Account）、金融取引税（Financial Transaction Tax）の動向を確認し、前述の税制面の戦略のうち、特に個人金融資産を成長マネーに向かわせるための戦略、すなわち、我が国の経済成長に寄与する金融所得課税のあり方について検討してみたい。

II. 金融所得課税の沿革

金融所得課税のあり方については、長年様々な検討がなされてきた。本章では、現行税制の基礎となった第二次世界大戦後の金融所得課税、すなわち1947年（昭和22年）以降の利子所得、配当所得、株式譲渡益課税の沿革を概観し、近年の金融所得一体化課税に向けた動向を確認したい。

1947年（昭和22年）以降の利子所得、配当所得、株式譲渡益課税の沿革を示したものが、表1である。

(1) 『日本再興戦略—JAPAN is BACK—』2013年6月14日

(2) 『「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦』2014年6月24日

(3) 同上

表 1 利子所得， 配当所得， 株式譲渡益課税の沿革

	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
1947年度 (昭和22年度)	総合課税 源泉分離選択可 (60%) 少額貯蓄非課税制度	総合課税	総合課税
1948年度 (昭和23年度)		配当控除制度の創設	
1950年度 (昭和25年度)	源泉分離選択課税の廃止		
1951年度 (昭和26年度)	源泉分離選択課税の復活 (50%)		
1953年度 (昭和28年度)	源泉分離課税化 (10%)		原則非課税 (回数多， 売買株式数大， 事業類似は総合課税)
1955年度 (昭和30年度)	非課税		
1957年度 (昭和32年度)	短期 (1年未満) のみ源泉分離課税化 (10%)		
1959年度 (昭和34年度)	長期も含め源泉分離課税化 (10%)		
1963年度 (昭和38年度)	源泉分離課税の税率引下げ (10%⇒5%)		
1965年度 (昭和40年度)	源泉分離課税の税率引上げ (5%⇒10%)	源泉分離選択課税の創設 (15%) (1 銘柄年50万円未満等) 申告不要制度の創設 (10%) (1 銘柄年5万円以下等)	
1967年度 (昭和42年度)	源泉分離課税の税率引上げ (10%⇒15%)	源泉分離選択課税の税率引上げ (15%⇒20%) 申告不要の税率引上げ (10%⇒15%)	
1971年度 (昭和46年度)	総合課税化 源泉分離課税選択可 (20%)		
1973年度 (昭和48年度)	源泉分離選択課税の税率引上げ (20%⇒25%)	源泉分離選択課税の税率引上げ (20%⇒25%)	
1974年度 (昭和49年度)		申告不要の要件の緩和 (1 銘柄年5万円⇒10万円)	
1976年度 (昭和51年度)	源泉分離選択課税の税率引上げ (25%⇒30%)	源泉分離選択課税の税率引上げ (25%⇒30%)	
1978年度 (昭和53年度)	源泉分離選択課税の税率引上げ (30%⇒35%)	源泉分離選択課税の税率引上げ (30%⇒35%) 申告不要の税率引上げ (15%⇒20%)	
1988年度 (昭和63年度)	源泉分離課税化 (20%) [所得税15%、住民税5%] 少額貯蓄非課税制度の原則廃止 (老人等少額貯蓄非課税制度に改組)		
1989年度 (平成元年度)			原則課税化 (以下のいずれかの方式を選択) 申告分離課税 (26%) [所得税20%、住民税6%] 源泉分離選択課税(みなし利益方式) (20%)
2001年度 (平成13年度)			1年超保有上場株式等の100万円特別控除の創設 緊急投資優遇措置の創設

	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
2002年度 (平成14年度)	障害者等少額貯蓄非課税制度に改組		特定口座制度の創設
2003年度 (平成15年度)		源泉分離選択課税の廃止 上場株式等（大口以外）の申告不要の適用上限額の撤廃上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）〔所得税7%、住民税3%〕（平成15年4月から平成20年3月まで）	申告分離課税への一本化（源泉分離選択課税の廃止） 上場株式等に係る税率引下げ（26%⇒20%） 〔所得税15%、住民税5%〕 上場株式等に係る軽減税率（20%⇒10%） 〔所得税7%、住民税3%〕（平成15年1月から平成19年12月まで） 上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設
2004年度 (平成16年度)			非上場株式に係る税率引下げ（26%⇒20%） 〔所得税15%、住民税5%〕
2007年度 (平成19年度)		上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）〔所得税7%、住民税3%〕の1年延長（平成20年3月まで⇒平成21年3月まで）	上場株式等に係る軽減税率（10%）〔所得税7%、住民税3%〕の1年延長（平成19年12月まで⇒平成20年12月まで）
2008年度 (平成20年度)		上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）〔所得税7%、住民税3%〕の廃止（平成20年12月未まで） ・特例措置として、平成21年1月から22年12月未までの間、源泉徴収税率は10% 〔所得税7%、住民税3%〕 なお、上場株式等の配当（同一の支払者からの年間の支払金額が1万円以下のものを除く）の額が年間100万円超の場合には申告不要の選択不可 ・上場株式等の申告分離課税（20%） 〔所得税15%、住民税5%〕の創設（平成21年1月から） ・特例措置として、平成21年1月から22年12月未までの間、上場株式等の配当等の額が年間100万円以下の部分の税率は10% 〔所得税7%、住民税3%〕	上場株式等に係る軽減税率（10%）〔所得税7%、住民税3%〕の廃止（平成20年12月未まで） ・特例措置として、平成21年1月から22年12月未までの間、源泉徴収税率は10% 〔所得税7%、住民税3%〕 なお、上場株式等の譲渡益が年間500万円超の場合には申告不要の選択不可 ・特例措置として、平成21年1月から22年12月未までの間、上場株式等の譲渡益が年間500万円以下の部分の税率は10% 〔所得税7%、住民税3%〕 ・上場株式等の譲渡損失と配当等との間の損益通算の仕組みを導入（平成21年分から。なお、特定口座を利用した損益通算は平成22年分から）
2009年度 (平成21年度)		上場株式等の源泉徴収（大口以外）に係る軽減税率（10%）〔所得税7%、住民税3%〕を平成23年末まで1年延長 上場株式等の申告分離課税の税率の見直し（平成21年～23年まで10%〔所得税7%、住民税3%〕）	特定口座における源泉徴収に係る軽減税率（10%）〔所得税7%、住民税3%〕の1年延長 上場株式等の申告分離課税の税率の見直し（平成21年～23年まで10%〔所得税7%、住民税3%〕）
2011年度 (平成23年度)		平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る配当所得の非課税を導入 上場株式等の配当等（大口以外）に係る10%軽減税率〔所得税7%、住民税3%〕を平成25年末まで2年延長 上場株式等の配当等（大口以外）に係る源泉徴収の10%軽減税率〔所得税7%、住民税3%〕を平成25年末まで2年延長	平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税措置を導入 特定口座における源泉徴収に係る10%軽減税率〔所得税7%、住民税3%〕を平成25年末まで2年延長 上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率〔所得税7%、住民税3%〕を平成25年末まで2年延長

	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
2011年度 (平成23年度)		非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税の施行日を2年延長し、平成26年からの適用とする 総合課税の対象としている大口株主等が支払を受ける上場株式等に係る配当等の要件について、発行済株式等の総数等に占める保有割合を3%に引き下げる	非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の施行日を2年延長し、平成26年からの適用とする
2013年度 (平成25年度)	<p>特定公社債等^(注1)の利子等については、20%源泉分離課税の対象から除外した上で、申告不要又は申告分離課税の対象とする</p> <p>一般公社債等^(注2)の利子等については、20%源泉分離課税を維持する。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とする</p> <p>上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とする</p> <p>特定公社債等^(注1)の利子等については、20%源泉分離課税の対象から除外した上で、申告不要又は申告分離課税の対象とする</p> <p>一般公社債等^(注2)の利子等については、20%源泉分離課税を維持する。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とする</p> <p>上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とする</p> <p>平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする</p> <p>(平成28年1月1日以後適用)</p> <p>(注1) 特定公社債等の範囲</p> <p>①特定公社債</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国債、地方債 ・公募公社債 ・国内外の公営企業等が発行した債券 ・金融機関が発行した債券 等 <p>②公募公社債投資信託 等</p> <p>(注2) 一般公社債等の範囲</p> <p>①特定公社債以外の公社債</p> <p>②私募公社債投資信託 等</p>	<p>上場株式等の配当等(大口以外)に係る10%軽減税率〔所得税7%、住民税3%〕は、適用期限(平成25年末)をもって廃止</p> <p>上場株式等の配当等(大口以外)に係る源泉徴収の10%軽減税率〔所得税7%、住民税3%〕は、適用期限(平成25年末)をもって廃止</p> <p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税について、口座開設期間を10年間とし、非課税期間を最長5年とする</p>	<p>上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率〔所得税7%、住民税3%〕は、適用期限(平成25年末)をもって廃止</p> <p>特定口座における源泉徴収に係る10%軽減税率〔所得税7%、住民税3%〕は、適用期限(平成25年末)をもって廃止</p> <p>非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、口座開設期間を10年間とし、非課税期間を最長5年とする</p> <p>株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度を、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とする(平成28年1月1日以後適用)</p>

※表の税率の内書き記載のないものは、所得税のみの税率。

(注) 財務省「わが国税制の概要 金融・証券税制」 「利子・配当・株式譲渡益課税の沿革」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/kabu02.htm (2014年7月20日)の一部を筆者が修正したものである。なお、各課税についての年号は和暦表示のみとしている。

1. 1947年度（昭和22年度）から1953年度（昭和28年度）までの利子所得，配当所得，株式譲渡益に関する課税

1947年度（昭和22年度）に，山林所得，譲渡所得，退職所得，一時所得についてはその所得の2分の1を控除した金額，利子所得，配当所得，臨時配当所得，給与所得，事業等所得についてはその所得金額のすべてを合算し，累進税率を適用し総合課税で所得税を課すこととなり，利子所得，配当所得，株式譲渡所得とも総合課税で課税することが原則となった⁽⁴⁾。しかしながら，利子所得については当時の最高税率75%に近い60%という高い税率を用いた源泉分離課税を選択することも認めていたのである。

その後，現在の我が国税制の基礎となるシャープ勧告で，利子所得に源泉分離課税を行うことに対する批判があったことから⁽⁵⁾，1950年度（昭和25年度）に利子所得の源泉分離選択課税を廃止し，総合課税に含むこととした。しかし，僅か1年後の1951年度（昭和26年度）に貯蓄推進を理由に，利子所得について50%の税率による源泉分離選択課税が復活したのである⁽⁶⁾。その後，1953年度（昭和28年度）に利子所得は源泉分離課税となり，株式譲渡益課税については原則非課税（回数の多いものや売買株式数が多いもの，事業が類似するものは総合課税）となった。

2. 1955年度（昭和30年度）から2003年度（平成15年度）の利子所得，配当所得，株式譲渡益に関する課税

利子所得については，表1のとおり，1955年度（昭和30年度）に非課税となったが，1957年度（昭和32年度）に1年未満の短期のものに関しては源泉分離課税へと改正になり，1959年度（昭和34年度）には長期のものも含め源泉分離課税となった。その後，利子所得については，税率の引上げや引下げの改正が行われつつ，1971年度（昭和46年度）に原則総合課税（源泉分離選択課税も期限付きで創設された）となるまで源泉分離課税が続いたのである。そして，1971年度（昭和46年度）に原則総合課税となった利子所得であるが，1988年度（昭和63年度）に再び源泉分離課税となり，2013年度（平成25年度）に公社債等の利子等に改正が行われるまで大きな改正は行われなかったのである。

配当所得については，1965年度（昭和40年度）に1銘柄5万円以下等の少額配当については申告不要制度，1銘柄50万円未満等の配当については源泉分離選択課税となった。その後，税率引上げや申告不要制度の要件緩和が行われてきたが，2003年度（平成15年度）に源泉分離選択課税が廃止となるとともに，上場株式等の配当については10%の軽減税率が適用されることとなった。

株式譲渡益については，1953年度（昭和28年度）以後長く非課税であったが，1989年（平成元年）に26%の申告分離課税と20%のみなし課税方式による源泉分離課税の選択制で原則課税となった。その後，2002年（平成14年）12月31日をもって源泉分離課税は廃止となり⁽⁷⁾申告分離課税に1本化されたが，同時に投資家の負担軽減を目的に申告不要制度とな

(4) 大蔵省主税局調査課編『昭和の税制改正』大蔵財務協会，1952年，155頁・156頁・161頁・162頁

(5) Ministry of Finance “Report on Japanese Taxation by Shoup Mission” 1949（『シャープ使節団日本税制報告書（復元版）』日本税理士会連合会出版局，1979年，70頁～71頁）

(6) 大蔵省主税局調査課編，前掲（注4），280頁

(7) 佐々木幸男「租税特別措置法（所得税関係の証券・金融税制）の改正」『平成14年度版改正税法のすべて』

る特定口座制度も設けられたのである。また、2003年度（平成15年度）には上場株式等の譲渡益について10%の軽減税率が適用されることとなった。

3. 2002年度(平成14年度)以後の金融所得課税一体化への動き—損益通算範囲の拡大—

2002年（平成14年）政府税制調査会から簡素で安定した金融税制構築と金融所得課税一体化を検討すべきことが示され⁽⁸⁾、2003年度（平成15年度）改正で上場株式等の譲渡益と配当に関して5年間と期限を定めた上で軽減税率（10%（所得税7%、住民税3%））を適用する制度を創設するとともに、損益通算範囲拡大を行った。

そして、2004年（平成16年）6月15日には政府税制調査会金融小委員会から『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』が公表され、金融商品の課税中立性確保のためにより広い範囲で金融所得を20%の分離課税とするのが適当であること、分離課税と総合課税間及び税率の異なる分離課税が適用されている所得間の損益通算は適当でないとしつつも税収減に考慮しつつ、株式譲渡所得と利子・配当等所得間の損益通算を認めることも視野に損益通算の範囲拡大が適当であることが示された⁽⁹⁾。これを受け、2005年度（平成17年度）改正では、金融所得課税一体化に向けての改正が検討されたが、軽減税率適用期間であったことから改正は見送られた⁽¹⁰⁾。

その後の2007年度（平成19年度）改正に係る政府税制調査会答申で、上場株式等の譲渡益と配当の軽減税率導入時に比し我が国経済に回復が見られることと公平の点から軽減税率は廃止すべきことが示されたものの⁽¹¹⁾、与党税制調査会で軽減税率の適用が1年延長となり、さらに損益通算については範囲を拡大して2009年度（平成21年度）での導入を目指すこととなった⁽¹²⁾。

2008年度（平成20年度）改正で、上場株式等の譲渡益と配当に適用していた軽減税率の廃止と上場株式等の譲渡損失と譲渡株式等の配当所得との間の損益通算を2009年（平成21年）より認める制度を創設することとしたが、2009年度（平成21年度）改正で軽減税率適用期間を2011年（平成23年）12月31日まで延長することとし、また軽減税率廃止と同時に少額投資非課税制度を軽減税率廃止後5年間適用する制度を創設することが示された⁽¹³⁾。

2010年度（平成22年度）税制改正大綱では、金融所得課税は主要課題の1つであり理想は総合課税であるが金融資産の流動性に配慮し、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しと損益通算範囲拡大による金融所得一体課税を推進することが示され、2011年度（平成23年度）改正で公社債の利子及び譲渡所得の課税を申告分離課税とするとの方向で検討することが示された⁽¹⁴⁾。さらに、2011年度（平成23年度）改正で、上場株式等の譲渡益と配当の軽減税率適用期間を2013年（平成25年）12月31日まで延長するとともに、2009年度（平成

大蔵財務協会、2002年、96頁

(8) 政府税制調査会『平成15年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—』2002年1月

(9) 政府税制調査会金融小委員会『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』2004年6月15日

(10) 山本守之『税制改正の動き・焦点』税務経理協会、2005年3月、118頁～119頁

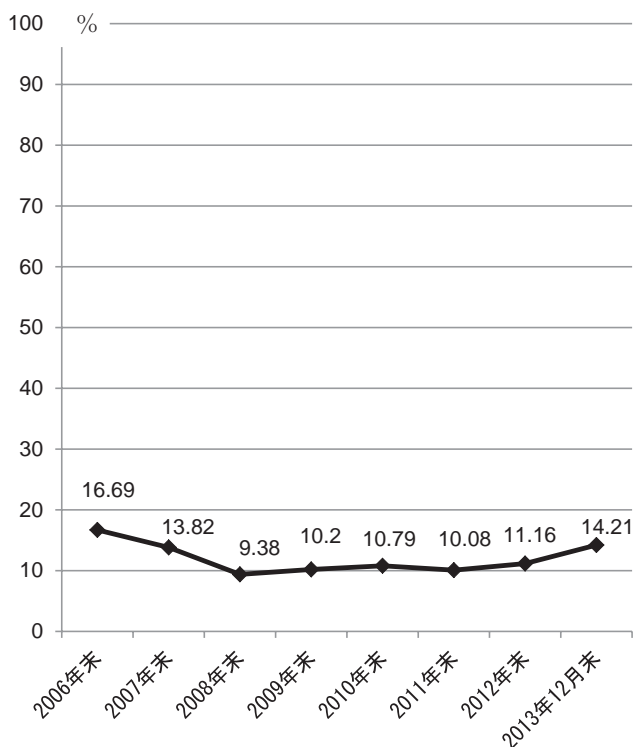
(11) 政府税制調査会『抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方』2006年11月

(12) 自由民主党『平成19年度税制改正大綱』2006年12月24日

(13) 自由民主党『平成21年度税制改正大綱』2008年12月12日

(14) 民主党『平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～』2009年12月22日

図1 我が国の個人金融資産における株式及び投資信託の割合合計の推移



注：大和証券「個人金融資産の動向及び個人向け国債について」『財務省「国の債務管理の在り方に関する懇談会（第30回）」資料2014年4月11日，4頁表より筆者作成。

21年度）改正で示していたところである軽減税率廃止後の少額投資非課税制度（以下「NISA」とする）の創設も延期して2014年（平成26年）1月1日に創設することとした⁽¹⁵⁾。

そして、2013年度（平成25年度）には、2013年（平成25年）12月31日に上場株式等の譲渡益と配当の軽減税率の適用期間が終了し本則の20%に戻ることとなった。また、非課税であった公社債等の譲渡益については20%の申告分離課税に、公社債等の利子については源泉分離課税の対象から除外して申告不要又は申告分離課税とした上で、上場株式等の譲渡益及び配当等との損益通算可能とする改正（2016年（平成28年）1月1日以後適用）が行われた。本改正で高額な株式譲渡益を得ている者への優遇であるとして公平性の点から批判があった軽減税率が廃止になるとともに、税率を20%に揃えて損益通算範囲の拡大が行われ、金融所得課税一体化が推進されたのである。また、NISAも軽減税率廃止に伴い創設となったが、NISAについてはⅢで詳しく確認することとする。

このように、2002年（平成14年）以後、我が国では個人金融資産を貯蓄から投資へ転換し経済成長に寄与すべく改正が行われてきた。この改正の間、特に金融所得一体課税が進められてきた。2006年末（平成18年末）から2013年12月末（平成25年12月末）までの我が

(15) 財務省『平成23年度税制改正大綱』2010年12月16日

国の個人金融資産における株式及び投資信託の割合合計の推移を示したものが図1である。

図1のとおり、我が国の個人金融資産における株式及び投資信託の割合合計は2006年度末（平成18年度末）に16.69%であったが、2008年のリーマンショックとその後のギリシャ金融破たんの影響もあり2008年度末には9.38%まで落ちこんだ。しかし、2012年（平成24年）以後、第2次安倍政権が発足し経済が回復傾向となったことを背景に2013年12月末（平成25年12月末）には14.21%まで回復している。

しかしながら、例えば米国の個人金融資産における株式及び投資信託の割合合計は30%を超えるなど⁽¹⁶⁾諸外国と比較すると我が国はまだ低い割合にあり、個人金融資産が経済成長のために有効に活用できているとは言い難い状況である。

Ⅲ. NISA の創設

個人金融資産を経済成長に有効活用するために、2014年（平成26年）1月1日に導入したNISAについて、その導入背景及び導入の状況について確認したい。

1. NISA 創設の背景

NISA 創設の背景には、高所得者優遇との批判があった上場株式等の譲渡益及び配当に対する10%の軽減税率の適用終了と、これに伴う個人金融資産の投資促進策創設が求められていたことがあった。そして、2009年度（平成21年度）改正でNISA 創設について、2010年度（平成22年度）改正で制度概要が示されていた⁽¹⁷⁾。その後の2011年度（平成23年度）改正で、上場株式等の譲渡益及び配当の軽減税率の適用期間が2年延長されたことでNISA の創設も2年延長となったが、その間の2013年度（平成25年度）改正でNISA の非課税投資額や口座開設期間拡充等⁽¹⁸⁾、2014年度（平成26年度）改正でNISA 口座を開設する金融機関の変更やNISA 口座を廃止した場合でも再開設を認める等のNISA の利便性向上のための改正が行われ⁽¹⁹⁾、2014年（平成26年）1月1日にNISA が創設となったのである。

2. NISA の概要

前述のとおり、2009年度（平成21年度）改正でNISA の創設が示された後、利便性の向上のために累次の改正を経て2014年（平成26年）1月1日にNISA が創設となった。そのNISA の概要を示したものが表2、NISA のイメージが図2である。

表2のとおり、NISA の利用対象者は20歳以上の居住者等であり、1人1口座（1年単位で金融機関の変更可能、口座廃止後同一勘定設定期間でも再開設可能）開設することができる。非課税対象は非課税口座内の少額上場株式等の配当及び譲渡益で、例えば預金等の利子は対象外である。また、非課税投資額は毎年新規投資額及び継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）として最大500万円となっている。口座開設期間は2014年（平成26年）1月1日から2023年（平成35年）12月31

(16) 金融庁『平成25年度税制改正要望項目』2012年9月、6頁

(17) 民主党、前掲（注14）

(18) 財務省『平成25年度税制改正の大綱』2013年1月29日

(19) 財務省『平成26年度税制改正の大綱』2013年12月24日

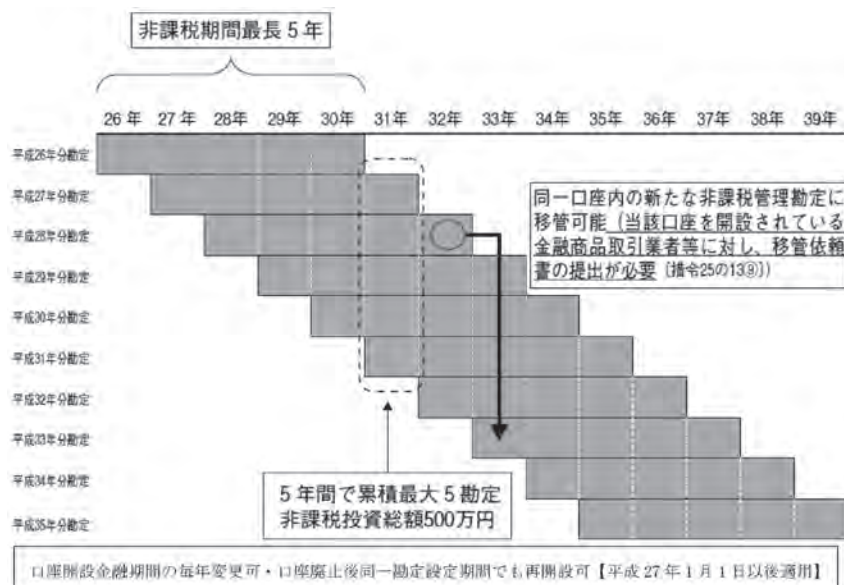
日までの10年間で、最長5年間（途中売却自由）であるが、特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算不可、繰越控除不可となっている。

表 2 NISA の概要

制度利用対象者	20歳以上の居住者等
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当，譲渡益
非課税投資額 （年間限度額）	毎年，①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年間）
口座開設期間	2014年（平成26年）1月1日から2023年（平成35年）12月31日までの10年間
保有期間	最長5年間，途中売却自由
損益通算・繰越控除	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算不可，繰越控除不可
口座開設数	1人1口座
金融機関の変更	1年単位で変更可能
口座廃止後の再開設	口座廃止後同一勘定設定期間でも再開設可能

注：財務省『平成25年度税制改正』2015年5月4頁の表を2014年度（平成26年度）税制改正及び政府広報オンラインホームページのNISAに関する内容（<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201306/3.html#anc01>（2014年7月6日）に基づき筆者加筆。

図 2 NISA のイメージ



注：佐々木 誠「租税特別措置法等（金融・証券税制関係）の改正」『平成25年度税制改正の開設』186頁図（http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/explanation/index.html（2014年7月6日））に一部筆者加筆

3. NISAの現状

2014年（平成26年）1月1日から導入されたNISAであるが、導入から3か月が経過した2014年（平成26年）3月31日の利用状況が金融庁から公表された。これによるとNISA口座数は650万3,951口座、買付額は1兆34億4,608万円である⁽²⁰⁾。そして、年代別NISA口座割合を示したものが図3、年代別NISA買付額を示したものが図4である。

図3より、年代別NISA口座割合は、20歳代が3.2%、30歳代が7.7%、40歳代が12.7%、50歳代が16.6%、60歳代が28.8%、70歳代が22.9%、80歳代以上が8.1%であり、もっとも多くの割合を占めるのは60歳代であり、さらに全体の76.4%を50歳代以上が占めている。

また、図4より、年代別NISA買付額割合は、20歳代が2.6%、30歳代が6.5%、40歳代が10.6%、50歳代が16.1%、60歳代が33.1%、70歳代が24.9%、80歳代以上が6.9%であり、口座割合同様もっとも多くの割合を占めるのは60歳代であり、さらに全体の割合の81%を50歳代以上が占めている。

このように、導入後3か月を経過した時点では、口座割合・買付額割合とも60歳代が最も多くなっている。これは、60歳代で定年となり、退職金等の資金を投資に向ける等資金的な余裕が生じる傾向にあることが背景にある。

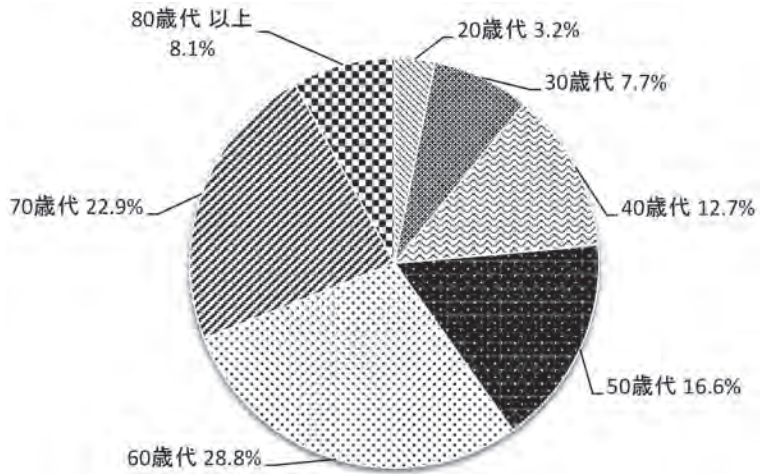
一方「FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査」⁽²¹⁾では、若い世代がこれまでの投資よりもNISAのほうが関心がある程度高いと回答したのは28.3%であり、これまでと変わらないやこれまでよりも低いと回答が70%を超えている。また、これら若い世代がNISA口座開設に向かわない理由として、資金的な余裕がない65.1%、NISAの認知度不足や投資に対する理解不足はともに30%を超えているのである。

このように、2014年（平成26年）3月31日の年代別NISA口座割合及び年代別NISA買付額は、60歳代が最も割合が高く、50歳代以上が全体のほとんどの割合を占めている。20歳代、30歳代といった若い世代が興味を持ち、少額でもNISA口座を開設し投資を始め、将来個人の金融資産を投資に向かわせることが個人金融資産を経済成長のために有効活用するには望ましく、我が国のNISA制度にはまだ改善の余地があると言えよう。

(20) 金融庁『NISA口座の利用状況等について』2014年6月、1頁～2頁

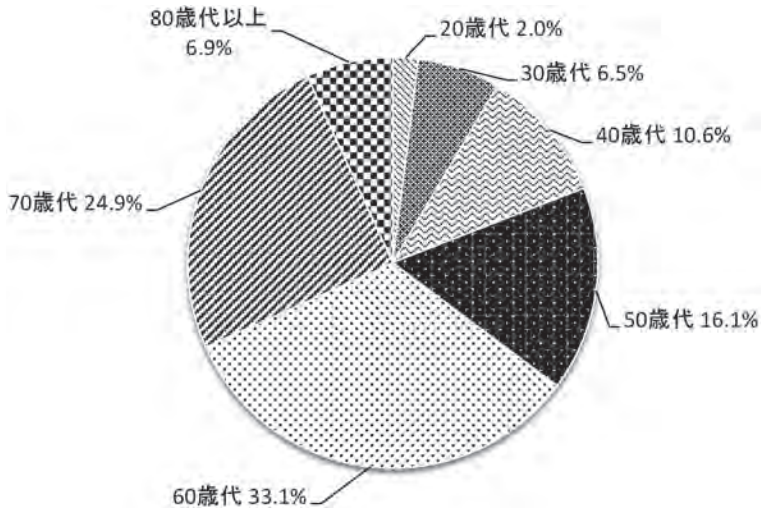
(21) 「FP・証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査」の若年層の意識に関する調査結果については、同上、8頁を参照されたい。

図3 2014年（平成26年）3月31日現在の年代別 NISA 口座割合



注：金融庁『NISA口座の利用状況等について』2014年6月，1頁図を筆者加

図4 2014年（平成26年）3月31日現在の年代別 NISA 買付額割合



注：金融庁『NISA口座の利用状況等について』平成26年6月，2頁データに基づき筆者作成

Ⅳ. 英国の ISA (Individual Savings Account : 個人貯蓄口座)

2014年(平成26年)に我が国で導入された NISA は、英国の「Individual Savings Account : 個人貯蓄口座」(以下「ISA」とする)を手本に創設された。そこで本章では、英国の ISA の創設背景と現在の利用状況に関して確認したい。

1. ISA の創設背景と現状

1980年代後半、英国では貯蓄をはじめとする資産形成に対する意欲が低かったことから、PEP(Personal Equity Plan : 個人持株制度)及び TESSA(Tax Exempt Special Savings Account : 免税特別貯蓄口座)が創設、利用されてきた⁽²²⁾。そして、これらを整理・統合して1999(平成11)年4月に創設したのが ISA である⁽²³⁾。創設後、ISA は限度額の引上げなど利便性向上のための改正が行われてきており、特に導入当初は10年間の期限が設けられていたが、ISA 導入の効果が認められたことから導入9年目に恒久化の決定がなされたのである⁽²⁴⁾。このように、英国では ISA 創設前にも資産形成制度が導入されている等、ISA は1980年代から時間をかけ、利便性向上のために検討改正されてきた制度である⁽²⁵⁾。

そして、ISA の口座数に関しては2000年に890万口座であったものが2011年に2,436万口座に、ISA の資産残高は2000年に1,226億ポンド(株式型 ISA : 1,100億ポンド、預金型 ISA : 126億ポンド)であったものが2013年度に4,428億ポンド(株式型 ISA : 2,222億ポンド、預金型 ISA : 2,206億ポンド)へと口座数、資産残高とも大幅に拡大している⁽²⁶⁾。また、2013年の株式型 ISA にあっては投資信託と株式の割合の合計が96%と多くを占めている⁽²⁷⁾。ISA がこのように大きく成長した背景には様々な要因があるが、その1つとして、2010年4月に年間限度額の大幅な引上げが指摘されている⁽²⁸⁾。

現在 ISA は、「株式型 ISA (stocks and shares ISA)」と「預金型 ISA (cash ISA)」の2種類となっている。両制度の概要が表3である。

我が国 NISA と大きく異なる点は、英国では ISA 創設の背景に預金促進があったことから、預金の利子等も対象としている。また、ISA の口座開設期間、非課税期間とも期限を定めておらず、5年間という期限を定めている我が国 NISA と異なる。また、株式型 ISA の年間限度額は我が国のおよそ2倍であり、2014年7月にはさらに引き上げることを予定している。

(22) 金子久「英国の資産形成支援制度“ISA”」『証券アナリストジャーナル』Vol.52 No.5,2014年5月, 9頁

(23) 日本証券業協会『英国の ISA (Individual Savings Account) の実施状況等について～英国の ISA の実態調査報告～』2012年11月, 5頁

(24) 日本証券業協会『「英国・米国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査」報告書』2014年5月, 2頁

(25) 金子久, 前掲(注22), 7頁・9頁, また英国 ISA の歴史については同じく金子久(同上)8頁図表2を参照されたい。

(26) 日本証券業協会, 『英国・米国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査の概要について』2014年5月, 2頁～3頁

(27) 日本証券業協会, 前掲(注24), 資料4及び資料5

(28) 松尾健治「イギリス ISA ファンドからみえる NISA の『将来』」『金融財政事情』第64巻第31号, 2013年8月19日, 22頁

表3 英国 ISA の概要

	株式型 ISA	預金型 ISA
制度利用対象者	18歳以上の英国居住者	16歳以上の英国居住者
非課税対象	株式、公社債、投資信託などから生じる利子・配当・譲渡益が非課税	預貯金、MMF などから生じる利子が非課税
年間限度額	11,520ポンド（約196万円） ※前年9月における消費者物価指数の年間上昇率に応じて決定 ※1ポンド=170円で換算	5,760ポンド（98万円） ※1ポンド=170円で換算
口座開設期間	恒久	
非課税期間	恒久	
口座開設数と金融機関の変更	株式型、預金型それぞれ1金融機関でのみ開設可能 翌年度ならば別の金融機関で口座開設可能	
合計年間限度額	株式型 ISA と預金型 ISA の合計年間限度額は11,520ポンド ※2014年7月からは15,000ポンド	
所得制限	なし	
引出制限	なし	
スイッチング	可能	

注：日本証券業協会『英国・米国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査（概要）について』2014年5月、1頁及び日本証券業協会『「英国・米国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査」報告』2014年5月資料2より筆者作成

2. ジュニア ISA の導入背景と現状

英国では、ジュニア ISA として、両親や祖父母が子供や孫の資産形成を行うことを優遇する制度がある。本制度は、子供向け資産形成制度であった「CFT（Child Trust Fund：自動信託基金）が英国の財政悪化を理由に新規口座開設停止となったことに伴い、2011年7月に成立した制度である⁽²⁹⁾。

ジュニア ISA の概要を示したものが表4であり、ジュニア ISA も通常 ISA 同様、株式型ジュニア ISA と預金型ジュニア ISA がある。また、子が18歳になると通常の ISA に移管される。

ジュニア ISA は制度創設から間もない制度であるが、ジュニア ISA 口座数については2012年に71,000口座であったが翌年の2013年には295,000口座（株式型ジュニア ISA：92,000口座、預金型ジュニア ISA：203,000口座）となり、資産残高は2012年に1億1,700

(29) 日本証券業協会、前掲（注24）、7頁～8頁

万ポンドであったが翌年の2013年には5億5,700万ポンド（株式型ジュニア ISA 1億：6,700万ポンド，預金型ジュニア ISA：3億9,000万ポンド）へと急激に拡大している⁽³⁰⁾。

表4 英国ジュニア ISA の概要

		株式型ジュニア ISA	預金型ジュニア ISA
対 象 者	口座開設者	親権者	親権者
	口座名義人	子	子
	受益者	子	子
	資金拠出者	親・祖父母等	親・祖父母等
	資産運用者	16歳まで口座開設者， 16歳からは子本人	16歳まで口座開設者， 16歳からは子本人
非課税対象		株式、公社債、投資信託などから 生じる利子・配当・譲渡益が 非課税	預貯金、MMF などから生じる 利子が非課税
年間限度額		3,720ポンド（約63万円） ※前年9月における消費者物価指数の年 間上昇率に応じて決定 ※1ポンド=170円で換算	3,720ポンド（63万円） ※1ポンド=170円で換算
口座開設数と 金融機関の変更		株式型、預金型それぞれ1人1金融機関でのみ開設可能 (別の金融機関で口座開設の場合は保有する金融商品すべて移管が必要)	
合計年間限度額		株式型 ISA と預金型 ISA の合計年間限度額は3,720ポンド ※2014年7月からは4,000ポンド	
所得制限		なし	
引出制限		子が18歳になるまで引出制限有（死亡又は重篤な病気の場合は除く）	
移管		子が18歳になるとジュニア ISA は通常の ISA に移管	

注：日本証券業協会『英国・米国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査（概要）について』2014年5月，10頁及び日本証券業協会『「英国・米国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査」報告』2014年5月，資料7より筆者作成

V. 金融取引税（FTT: Financial Transaction Tax）の可能性

多くの国が参加する「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ」では、フランスをはじめとする国々で航空券連帯税が導入された後に本税よりも大きな資金を獲得すべく国際連帯税に関する検討がなされ、その1つに金融取引税があった。

(30) 同上，資料8

金融取引税に関しては、2009年に開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループで「開発のための国際金融取引に関するタスクフォース」が設立、2010年6月に本タスクフォースより国際通貨取引税が最適とする報告書が提出された⁽³¹⁾。EUでもEU全加盟国27か国での国際金融取引に関する新たな課税導入の検討がなされ、2011年9月28日に欧州委員会は株式、債券、デリバティブに課税する金融取引税の導入を提案したが、加盟国の一部から反対があり、EU全体での導入を断念せざるを得なかったのである⁽³²⁾。

このようにEUで金融取引税の導入が検討されるも導入まで解決しなければならない課題が生じ導入に至らない中、ギリシャに端を発する金融不安が世界に大きな影響を与えることとなった。この金融不安はフランスの財政上の問題を明らかにし、これを背景にフランスではEUに先駆けて金融取引税を2012年8月1日から導入したのである⁽³³⁾。フランスでの金融取引税は、時価総額10億ユーロ以上の上場株式等に対して0.2%課税するとし、高頻度取引及びネイキッド国債クレジット・デフォルト・スワップ取引に対しても課税するという内容である。そして、当初、フランスでは本税による収入を2012年5億ユーロ、2013年16億ユーロと政府は予想していたが、実際は予想を下回る結果となるようである。

一方、EUでは、2011年9月28日金融取引税に関する法案を提出したが、一部加盟国の反対により、EU全体での導入は断念された。しかし、「強化された協力」に基づき、ドイツ、フランス等11か国が金融取引税の導入への参加を表明し、導入手続きに入っている。そして、2012年12月12日に欧州議会の同意決議、2013年1月22日にEU理事会の承認を得て、2013年2月14日に本参加国による金融取引税案の公表がなされ、2014年1月1日からの導入を予定していたが、導入は遅れている。

この先行導入に関しては、導入を反対する英国がEUからの資金逃避を招くものである等として2013年4月22日欧州司法裁判所に提訴し、本提訴に関する欧州司法裁判所の判断が2014年4月30日になされた。欧州司法裁判所の判断は、2013年1月22日のEU理事会承認はドイツ等が金融取引税先行導入に関して協議することを認めたもので、金融取引税の詳細な制度設定はまだであることから、英国の導入に伴う影響に関する主張は失当であるという内容であった⁽³⁴⁾。したがって、今後、先行導入される金融取引税の内容が定められた際には、再び英国が欧州司法裁判所に提訴することも十分に考えられるところである。

このように、既にフランスで導入している金融取引税は、その税率が0.2%と極めて低いことから経済への影響はほとんど生じないということが特徴にあり、収入は当初見込みよりは低くなるようであるが、それなりの収入を確保できる制度である。したがって、その課税対象を広げることでより多くの収入が見込める。また、EUで導入が検討されるなど、制度導入拡大が予想されるところでもある。

(31) 外務省『開発のための国際連帯税に関する検討』2012年11月

(32) 同上

(33) フランスの金融取引税に関しては、是定俊悟『EU・フランスの金融取引税 (FTT) の分析<現物取引編2>』大和総研、2012年9月14日、1頁～18頁を参照されたい。

(34) European Court of Justice; ECJ, C-209/13, 30 April 2014.

VI. むすびにかえて ～経済成長の寄与する金融所得課税のあり方と課題～

我が国の利子所得、配当所得、譲渡所得の沿革を概観すると、経済成長を促すための投資促進を背景にこれらの所得については非課税措置や他の所得よりも負担を軽減する措置が採られてきた。また、勤労性所得には累進性を持たせることで所得再分配機能を担保する一方、足の速い所得である資産性所得に対しては租税回避を行うことのないよう勤労性所得よりも簡素かつ低い税率で課税するという諸外国で見られる金融所得一体化課税の傾斜が⁽³⁵⁾、我が国でも見られる。

また、高所得者優遇との批判が高かった上場株式等の配当及び譲渡益の軽減課税の廃止とともに我が国で2014年（平成26年）に導入されたNISAは、導入から間もないこともあり、NISA口座数、買付額ともまだ少なく、特に若い世代の利用割合は少なく、ほとんどが50歳代以上の利用となっている。この背景には、20歳代、30歳代は余剰資金が限られること、興味関心が薄いことがある。したがって、50歳代以上の層から若年層への資金移転を促す制度を設けることと、利便性を高めることで興味関心を高めることが求められる。

そこで、NISAが見本とした英国のISAについて概観すると、英国ISAは制度創設の背景に預金促進の目的もあったことから、株式型ISAの他、預金を対象とする預金型ISAが設けられている点が我が国のNISAと大きく異なる。そして英国のISAの利用拡大の背景を探ると、本制度は非課税限度額の引上げなど利便性向上のための改正が行われてきたことと、恒久制度と改正されたことがある。また、英国には両親や祖父母が子や孫のために資産形成を行うことを奨励するジュニアISAがあり、若い世代に資金移転を促す制度も存在する。また、本制度は子が18歳になると通常のISAに移管することとなっている。

したがって、我が国で個人金融資産を経済成長に活用するためには、現在多くを占める貯蓄を投資に向けることが求められ、将来を考えると若い世代が投資に興味を持ち、少額でも投資を行うことが望まれる。そして、我が国NISAの課題である若い世代の利用促進のためには、英国のジュニアISAのうち株式型ジュニアISAを基礎とした制度を創設することが求められる。本制度創設により、50代以上の者から若い世代への資金移転が促進され、若い世代のNISA口座開設課題である資金不足の解消が期待できる。また、NISAが見本とした英国ISAは制度の恒久化と年間非課税限度額の引上げを行ったことで利用拡大があったことから、我が国NISAも年間非課税限度額引上げと制度恒久化が求められる。

したがって、経済成長に寄与する金融所得課税を検討すると、諸外国の潮流に従い、我が国でも金融所得課税に関して、税率を20%に統一することと損益通算範囲を拡大すること、つまり金融所得一体化課税を進めることで金融所得に係る税負担を軽減し、個人金融資産を経済成長のために有効活用することが期待できる。また、現行NISAについても利便性向上のための改正が求められる。しかし、これらの改正は、多額の所得を得られる高所得者優遇とマネーゲーム促進との批判も招きかねない。

そこで、フランスが既に導入し、EUで導入が検討されている税率が極めて低いことから経済へ影響が極めて少ないながらも取引回数が極めて多い金融取引に課税することで一

(35) 資産性所得に関する課税（金融所得課税）の諸外国における動向については、拙著「金融所得課税に関する一考察」『嘉悦論集』第53巻第2号、2011年3月、83頁～86頁を参照されたい。

定の税収を確保することが可能となる金融取引税を、我が国でも導入することで高所得者優遇という批判を回避することが可能となろう。しかしながら、金融取引税は世界的に負の影響を与える行為に対し課税し、世界的格差を是正するという国際連帯税の一形態である。したがって、金融取引税の導入による収入は、世界的格差是正、例えばエイズやマラリアの蔓延防止、日本のODA予算にその収入の一部を活用することが求められるとともに、これらを導入の理由の1つとして掲げることで、金融取引税導入に対する反対も和らげることが期待できるのである⁽³⁶⁾。

つまり、我が国の個人金融資産を経済成長に有効活用するためには、資産性所得、特に金融所得については税負担を軽減する制度を導入するとともに、本軽減策導入に伴い生じる高所得者優遇との批判を和らげるために金融取引税を導入することが求められるのである。そして、本稿では検討することがかなわなかったが、金融所得一体課税の導入とともに租税回避防止のための納税者番号制度の導入は必須であることもここで付言しておきたい。

(受理日：平成26年7月23日)

(校了日：平成26年8月27日)

(36) 金融取引税と同じ国際連帯税の一形態である航空券連帯税がフランスで導入された際のフランス政府の対応が参考となる。このフランス政府の対応については、拙著「国際金融取引に係る新たな課税制度導入をめぐって」『嘉悦論集』56巻1号、2013年10月、39頁～41頁を参照されたい。

〔抄 録〕

我が国ではデフレからの脱却と経済成長が喫緊の課題であり、このための政策として税制面からは法人税率の引下げ、個人金融資産を成長マネーに向かわせること等を掲げている。

そこで、本稿では金融所得課税の沿革、少額投資非課税制度（NISA）、英国のISA（Individual Savings Account）、金融取引税（Financial Transaction Tax）の動向を確認し、前述の税制面の戦略のうち、特に個人金融資産を成長マネーに向かわせるための戦略、すなわち、我が国の経済成長に寄与する金融所得課税のあり方について検討した。

我が国における経済成長に寄与する金融所得課税は、諸外国の潮流に従い、金融所得について税率を比較的低い20%に統一するとともに金融所得間の損益通算範囲を拡大すること、つまり金融所得一体化課税を採ることで個人金融資産を経済成長マネーに活用することが求められる。さらに、現行のNISAについて限度額の拡充、制度の恒久化、英国版ジュニアNISA制度のような制度の導入等、より利用しやすい制度への改正が求められる。しかし、この改正は多額の所得を得る高所得者優遇との批判も出かねない。

そこで、フランスが既に導入し、EUで導入が検討されている金融取引税を我が国でも導入することで、高所得者優遇という批判を回避することが可能となろう。また、金融取引税の本来の目的である国際的格差是正、つまり、その収入の一部を貧しい国援助に使用することを明示することで本税導入に対する批判も和らげることができる。

つまり、我が国で個人金融資産を経済成長に有効活用するためには、資産性所得、特に金融所得については税負担を軽減する制度を導入するとともに、本軽減策導入に伴い生じる高所得者優遇との批判を和らげるために、金融取引税を導入することが求められるのである。そして、本稿で検討がかなわなかったが、金融所得一体課税の導入とともに租税回避防止のための納税者番号制度の導入は必須であることも付言しておきたい。